

Japan tax alert

EY税理士法人

米国通商法第301条アップデート

- ▶ フランスのデジタル課税への対抗措置を検討
- ▶ 対中追加関税に関する適用除外品目を追加発表
- ▶ EUによる航空機への補助金に対する追加関税の対象リストに新たな品目を追加

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

2019年7月10日、米国通商代表部(以下、「USTR」)は、フランスのデジタルサービス税に対して1974年通商法第301条に基づく調査を開始すると発表しました¹。現在、フランスではデジタルサービス税に関する法案の立法手続きが進められています。デジタルサービス税は最も進歩的な税法と言われ、フランス以外の多くの国でも、ユーザーの有無に基づいてデジタルビジネスに適用されるような税の制度を設けることが検討されています。米国では、デジタルサービス税が米国に拠点を置く企業に対する不当な措置として、301条に基づく貿易制度を活用することとしました。

さらに、USTRは2019年7月9日の官報で、25%の追加関税の対象となっている340億米ドル相当の²中国原産品818品目(対中リスト1)のうち、110の製品に対して新たに追加関税の適用を除外することを発表しました³。今回の適用除外の発表は6回目となり、USTRは企業からの適用除外申請を引き続き検討しています。

また、EUによる航空機への補助金によって米国が被った損害について精査されている中、USTRは対抗措置として追加関税の発動を検討し、2019年7月1日に追加関税の対象品目リスト案に新たに数品目を追加すると発表しました。4月12日公表のリストには210億米ドル相当の品目が対象となっていました⁴が、新たにおよそ40億米ドル相当の89品目(HSコード6桁レベル)が加えられました。新たなリストは、2019年7月5日付の官報に記載されています⁴。

詳細解説

フランスのデジタルサービス税に対する301条に基づく調査

2019年7月10日、USTRは、現在フランスで立法手続きが進められているデジタルサービス税に対して301条に基づく調査を開始すると発表しました。デジタルサービス税は、7月11日にフランス上院で可決され、フランス法の下での正当性についてフランス憲法評議会で審議される予定です。これは、「デジタルインターフェース」を通じたフランスのユーザーに対するサービスの提供によって生み出される収益の3%を税金として徴収するものです。課税対象になる企業は、全世界の収益が年間7億5,000万ユーロ(8億4,500万米ドル)超であり、かつ、フランスでのデジタルサービスの売上高が年間2,500万ユーロ(2,815万米ドル)超の企業です。

デジタルサービス税は2019年1月1日から遡及的に適用される予定です。法案の条文およびフランス当局職員のコメントによると、デジタルサービス税は米国のテクノロジーセクターが標的になっていると示唆しています。フランスのブリュノ・ルメール財務大臣は、大手テクノロジー企業は欧州の大国でほとんど税金を支払っていないと述べており、これを「財政上の不公正」と呼んでいます⁵。デジタルサービス税は、フランス企業1社を含む30の企業に影響を及ぼすと推定され、約5億ユーロの歳入になるとされています。

今回USTRが発表した301条に基づく調査は、デジタルサービス税が米国企業を標的にした不合理なものであり、米国企業が損害を被るか否かを調査するものです。デジタルサービス税が米国の産業および貿易に重大な影響を与えると判断される場合、301条に基づきUSTRに付与された権限に従って、対抗措置が決定されます。対抗措置について、フランス政府と交渉されるのか、または、中国に対する第301条に基づく追加関税のように、特定のフランス産品に対する追加関税による対抗措置となる可能性があります。USTRのライトハイザー代表は、デジタルサービス税は米国の企業に対し不当に大きな影響を及ぼす税であり、米国が確固とした対応をするべき問題であるという考えを表明しました⁶。

USTRの発表には、調査のスケジュールとパブリックコメントの募集が含まれています。パブリックコメントは連邦政府のeRulemakingポータル(<http://www.regulations.gov>)を介して提出することができ、デジタルサービス税が不当もしくは差別的か、米国の貿易への影響、そしてUSTRがどのような対抗措置を取るべきかについて焦点を当てるべきとされています。公聴会への参加申込、および提案された口頭証言の文書版の提出期限は、2019年8月12日です。すべての書面によ

るコメントは8月19日の正午(米国東部標準時)までに提出する必要があります。同日に、301条委員会が公聴会を開催する予定です。公聴会後の提出期限は8月26日です。

直接的な貿易問題ではないフランスのデジタルサービス税に対して追加関税の発動を検討することは、米国の貿易法を活用した他国の政策や措置への懸念に対処する一策と考えられます。通商拡大法第232条に基づき鉄鋼・アルミニウムに発動した追加関税や、移民問題を巡り国際緊急経済権限法に基づき発動すると圧力をかけた追加関税、並びに中国の知的財産権に係る政策とビジネスに対する慣行に対して発動した301条に基づく追加関税も同類の例と考えられます。

第301条に基づく対中追加関税の適用除外品目

トランプ米大統領は、2018年3月22日に大統領令を施行し、米国企業の技術の不公平で有害な取得に関する中国の行為、政策および慣行への対抗措置として、政権にあらゆる措置を講じるよう指示しました⁷。その後、USTRは第1弾(リスト1)として25%の追加関税を発動することを提案し、トランプ大統領がこれを指示しました。

USTRは2019年7月9日の官報で、追加関税の適用を除外する品目の決定が除外手続きを規定する通知に記載された基準に基づいて行われることを再確認しています。この基準では、適用除外の承認審査にあたり申請者が次の詳細情報を提供することが求められています。

- (1) 中国国外から当該品目の調達が可能か
- (2) 追加関税が米国の利益にもたらす損害
- (3) 中国の産業政策における当該品目の重要性
- (4) 適用除外によって第301条調査の目的が損なわれるかどうか

適用除外は、官報の附属書に記載された産品の説明と一致し、米国東部標準時2018年7月6日12時1分以降、消費のために輸入されるか、もしくは倉庫より搬出されたものに適用され、特定の申請者に限定されません。

- ▶ 今回の適用除外では、具体的な産品の説明別で110品目が対象となりました。対象となる品目には以下が含まれています。HTS 8413.91.9095の機械部品
- ▶ HTS 8427.20.8090のプロパンガス駆動のフォークリフトトラック
- ▶ HTS 8514.90.8000の炉体
- ▶ HTS 9018.90.6000の医療機器
- ▶ 85類の電気機器の部分品各種

なお、今回の官報では、上記の新たに適用除外になった産品に対応するための10桁のHTSコード(9903.88.11)を追加しました。

今回のリストには、ポンプ部品(特に水の汲み上げに使用される部品)、並びにフォークリフト、コンベア、エレベーター、電気スイッチ、医療機器などに使用される重機の部分品が含まれています。USTRは、前回の適用除外リスト⁸と同じく、これらの類似したカテゴリに該当する製品を中心に適用除外の承認をしているものと考えられます。

2019年7月5日時点で、リスト1の対象品目に関して、米国当局は合計10,826件の適用除外申請のうち6,625件(61.20%)を却下しています。適用除外が承認されたのは合計2,421件(22.36%)で、1,780件の申請がまだ審査中です。現在までにUSTRは、リスト2に対する2,920件の申請のうち1,320件(45.21%)をすでに却下しており、適用除外の承認は未だありません。

EUによる航空機への補助金によって米国が被った損害に対抗するための追加関税の対象品目の追加を提案

2019年4月8日、USTRは、EUによる航空機への補助金によって米国が被った損害に対抗するため追加関税の発動を提案しました。301条の権限の下、USTRはHTSUSコード326品目に最大100%の追加関税を賦課することを提案しました。これについて、USTRは600件を超えるコメントを受領し、2019年5月15日及び16日に開催した公聴会では40名超が証言しました。

受領した証言およびコメントによると、一部の当事者は当初の品目リストに含まれていない一部の品目についても追加関税の対象とするよう要請したとUSTRは公表しました。そのためUSTRは、2018年の推定輸入額で約40億米ドル相当のHSコード6桁レベル89件に該当する品目を追加する附属書を公表しました。最終品目リストには、最大100%の追加関税が賦課される可能性があります。

USTRが調査の結果、対抗措置を講じることを決定した場合、追加関税の対象品目リストの決定版は、当初のリストと補足リストの両方の品目にに基づき決定されます。いかなる最終リストも、世界貿易機関(WTO)が認める対抗措置の妥当なレベルに関する報告書を考慮するとUSTRは述べています。補足リストに関するパブリックコメントの終了前にWTOが報告書を出した場合、USTRは、当初のリストに含まれている品目に対して直ちに追加関税を発動する措置を検討することも示唆しました。適切な場合は、補足リスト記載の品目に対するその他の可能な措置が検討されます。

コメントおよび2019年8月5日の公聴会への参加申込の提出期限は7月24日です。コメントには、(1)追加関税の対象となる補足リスト記載の品目、(2)追加関税の税率(ある場合)、(3)補足リスト記載の品目に対して追加関税が発動された場合、中小企業や消費者を含む米国の利害関係者に悪影響を及ぼす可能性があるかについて言及する必要があります。

企業に求められる対応

フランスのデジタルサービス税の対象となる米国企業は、公聴会への参加やデジタルサービス税がビジネスに与える重大な影響について書面によるコメントの提出を検討すべきです。すべての企業は、フランスのデジタルサービス税やその他の国のデジタルサービス税に係る法律に対する米国の対抗措置、並びにサービスの提供のような従来とは異なる国際貿易の流れに影響を与える措置について注視する必要があります。

中国から製品の輸入を行う企業にとって、米中貿易交渉の行方は未だ不確定のままです。現在発動中の追加関税は維持されると見込まれており、追加関税の第4弾(リスト4)が発動される可能性があるため、米中間で貿易を行う企業は、追加関税の影響を把握し、影響緩和策を策定することが重要です。企業は引き続き、今後の交渉の動向を注視することが重要です。

企業が今すぐ実行できる対策の例として、以下が挙げられます。

- ▶ サプライヤーおよび顧客との契約を確認する。また、追加関税の負担を負うのは誰か、また、関係者間で交渉の機会があるのかどうか確認する
- ▶ エンドツーエンドのサプライチェーンの全体像をマッピングして、影響を受ける製品の範囲、潜在的コスト、代替的な調達先をすべて把握し、タリフエンジニアリング等の影響緩和策を検討する
- ▶ 保税倉庫、自由貿易地域(FTZ)、ドローバック制度、HTSUS 98類および中国の関税法令上の同様のプログラム等、301条に基づく追加関税の繰延、節減または還付のための対策を特定する
- ▶ 301条に基づく追加関税の対象となる輸入産品の関税評価額を最小化するための対策を探り、移転価格の方法の見直しや米国向け輸出にはファーストセール制度等の米国の関税制度を活用等、検討する

EUから貨物の輸入を行う企業にとって、米国とEU間の貿易交渉の行方やWTOによる報告時期は未だ不確定のままです。暫定リストに記載されている製品について、補足リスト記載の品目の輸入への影響を直ちに検討する必要があります。影響を受ける企業は、提出期限である2019年7月24日までにコメントを提出すること、並びに2019年8月5日に予定されている公聴会への参加申込の可能性を検討することが推奨されます。EU原産品を米国に輸入する企業は、コメントや公聴会、追加関税の対象品目リストの最終化について引き続き注視することが重要です。

巻末注

1. https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Initiation_of_Section_301_Investigation.pdf
2. 特に指定のない限り、本アラートにおける通貨はすべて米ドルを指します。
3. <https://www.federalregister.gov/documents/2019/07/09/2019-14562/notice-of-product-exclusions-chinas-acts-policies-and-practices-related-to-technology-transfer>
4. https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_for_Additional_Products.pdf
5. <https://www.reuters.com/article/us-usa-france-breakingviews/breakingviews-trump-lands-pre-emptive-blow-in-digital-tax-fight-idUSKCN1U61IL>
6. <https://www.bloomberg.com/news/articles/2019-07-10/u-s-said-to-investigate-french-plan-for-tax-on-tech-giants>
7. <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actions-united-states-related-section-301-investigation/>
8. 前回の適用除外品目の発表(5回目)では、10桁のHTSコード(9903.88.10)が追加され、これに該当する1品目と具体的な製品説明に該当する88品目が対象となりました。これらの製品には以下が含まれています。
 - ▶ HTS 8537.10.8000で輸入されるすべての製品、すなわちタッチセンサーデータ入力装置(いわゆる「タッチスクリーン」)で、表示機能を有せず、ディスプレイを有する装置に取り付けるもので、表示領域内の接触の有無およびその位置を検知することによって機能するもの(抵抗方式、静電容量方式、音響パルス認識方式、赤外線方式その他のタッチセンサー技術によって接触を感知することができるもの)。
 - ▶ HTS 8411.99.9085の非航空機用ガスタービン
 - ▶ HTS 8414.50.0010の油井および油田のクランクバランス、ロングストローク、ビームポンプ
 - ▶ HTS 8413.70および8413.91の特定のポンプ
 - ▶ HTS 8431.39の特定のコンベヤーベルトおよびラインアセンブリ
 - ▶ HTS 8504.40および8504.90の特定の回路アセンブリ
 - ▶ その他

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190808

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp